

議案第37号

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成23年 6 月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

スポーツ施設及び学習施設の用途に供する施設に対して自転車駐車場の設置を義務付けるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例（昭和57年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (6) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これらをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
- (7) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設して学習、教養、趣味等を教授する施設であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は学習塾、語学教室、料理教室若しくはこれらに類するものをいう。

第16条第2項中「掲示し」の次に「、規則で定める事項を告示し」を加え、同条第4項を次のように改める。

- 4 区長は、第2項の規定による告示の日から規則で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要すると認めるときは、当該保管自転車を売却し、その売却した代金を保管することができる。

第16条第5項及び第6項を削る。

第19条第1項の表に次のように加える。

スポーツ施設	店舗面積が500平方メートル	店舗面積25平方メートル
--------	----------------	--------------

	ルを超えるもの	(店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、50平方メートル) ごとに1台
学習施設	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートル (店舗面積のうち5,000平方メートルを超える部分の面積については、30平方メートル) ごとに1台

第21条中「この条例の施行」を「当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる」に、「すべて」を「全て」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。ただし、第16条及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条の規定は、付則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に撤去した自転車について適用し、同日前に撤去した自転車については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に指定区域内に存するスポーツ施設又は学習施設の用途に供する施設の増築をする場合においては、当該増築をする部分以外の部分を当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分とみなして、改正後の第21条の規定を適用する。